

# 平成 30 年度宮城県計画に関する 事後評価

令和元年 7 月

令和 2 年 7 月

令和 3 年 8 月

令和 4 年 8 月

宮城県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.14】在宅患者入院受入体制事業	【総事業費】 16,738 千円
事業の対象となる区域	仙南圏, 仙台圏, 大崎・栗原圏, 石巻・登米・気仙沼圏	
事業の実施主体	宮城県病院協会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後増加が見込まれる在宅患者等に対して適切な医療サービスが供給できるよう, 在宅患者入院受入体制事業を実施し, 在宅医療に係る提供体制の強化が必要。 アウトカム指標: 在宅療養支援病院, 在宅療養支援診療所 (有床) 数: 40 か所 (R2)→48 か所 (R3)	
事業の内容 (当初計画)	在宅患者・介護施設入居者の急変時に速やかに対応するため, 医療圏単位で病院による輪番体制を構築し, 空床及び体制確保に要する経費を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・当番病院 (日中): 12 病院 ・当番病院 (夜間): 9 病院	
アウトプット指標 (達成値)	・当番病院 (日中): 12 病院 ・当番病院 (夜間): 9 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標: 在宅療養支援病院, 在宅療養支援診療所 (有床) 数: 40 か所 (R2)→38 か所 (R3)  <b>(1) 事業の有効性</b> 本事業により, 在宅療養者の急変時対応体制が確保され, 在宅医療にかかる提供体制が強化された。 <b>(2) 事業の効率性</b> 複数の医療機関で輪番体制を整備することにより, 効率的な在宅療養者受入体制を確保することができた。	
その他		